

区域区分の変更

計画書

岐阜県 多治見都市計画区域

## 多治見都市計画区域区分の変更（岐阜県決定）

多治見都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

区分	年次	令和2年	令和12年
都市計画区域内人口		106.7千人	95.6千人
市街化区域内人口		98.9千人	88.7千人
配分する人口		98.9千人	88.7千人
保留する人口		—	—
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	—

### 3. 産業フレーム

区分	年次	令和2年	令和12年
製造品出荷額		2,411億円	2,727億円
商品販売額		2,505億円	2,691億円

### 理 由

本都市計画区域は、平成8年10月1日に市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画を当初決定し、これ以降4回変更し現在に至っている。

本都市計画区域では、人口減少や都市経営の観点からコンパクトシティの考え方を踏まえ、市街化区域をいたずらに拡大することのない方針としている。

今回の変更は、都市計画法第6条に基づき実施した都市計画に関する基礎調査結果

等を踏まえ、令和2年度の見直し以降における都市の発展の動向、人口等の現状及び令和12年を目標年次とした将来の見通し等を勘案したところ、区域区分の方針における市街化区域と市街化調整区域に配分されるべき概ねの人口及び産業の規模に変化があったため、フレーム変更を行うものである。

また、区域区分の境界とされている地番界の是正を目的として、市街化区域への編入及び市街化調整区域への編入を行うものである。